

令和5・6年度 建設コンサルタント・調査業務（測量を除く）
入札参加資格審査申請要領（通常受付分 県内本店業者用）

奈良 県

令和5・6年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・水道局・各公社・警察本部）が発注する建設工事関連の設計・調査等業務の競争入札に参加を希望する方は下記により書類を提出してください。

1 本申請における競争入札参加資格の有効期間
令和5年6月1日～令和7年5月31日です。

2 資格審査結果について
個別の通知は行いません。

令和5年6月1日に建設業・契約管理課のウェブページに掲載予定の「令和5年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」でご確認ください。検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

建設業・契約管理課ウェブページ <https://www.pref.nara.jp/4331.htm>

3 留意事項

(1) **申請書の記載誤り、添付書類の不備による業種の追加・変更はできません。**

申請の際には、内容を十分に確認してください。

(2) **申請書類の提出に当たっては、e 古都ならで電子申請を行った上で、電子申請をした書類を含め、全ての書類を「郵送」により提出してください。対面による受付は行いません。**

(3) 提出期限 **令和5年1月31日（火）**

【電子入札について】

○県土マネジメント部、地域デザイン推進局、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、水道局（当該部局の出先機関を含む）が発注する**建設工事及び建設工事に関連する委託業務**は、電子入札により入札を行うこととしています。

※電子入札については <https://www.pref.nara.jp/10553.htm> をご覧ください。

○公共工事等に関する電子入札の登録が未済の場合は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

※利用者登録については <https://www.pref.nara.jp/42219.htm> をご覧ください。

電子入札についてご不明な点がございましたら、建設業・契約管理課入札契約係（0742-27-7482）にお問い合わせ願います。

当申請についてのお問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課公共工事契約管理係
TEL:0742-27-7425
FAX:0742-27-5313

県内本店コンサル等・通常受付	
1 申請資格	<p>本店の所在地が奈良県内である以下の者</p> <p>(1) 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）による登録業者）</p> <p>(2) 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）</p> <p>(3) 地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）による登録業者）</p> <p>(4) 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）による登録業者）</p> <p>(5) その他（（1）～（4）以外で調査業務等について営業する者）</p> <p>※測量業務と併せて申請を行う場合は、本申請要領ではなく「区分G令和5・6年度 測量業務入札参加資格審査申請要領（通常受付分 県内本店業者用）」により申請してください。</p>
2 欠格要件	<p>以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者</p> <p>③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者</p> <p>④直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者</p> <p>⑤県税を完納していない者</p> <p>⑥消費税及び地方消費税を完納していない者</p> <p>⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「<u>法</u>」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>⑧法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑨<u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のい</u></p>

	<p><u>れかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）</u> ⑩本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>
<p>3 申請業種</p>	<p>直前2営業年度において業務実績のある業種に限ります。 業種については別紙「令和5・6年度の業務種別」を参照してください。 なお、「その他」業種は、申請できる業務内容は3種類までとします。 ※測量業務と併せて申請を行う場合は、本申請要領ではなく「区分G令和5・6年度 測量業務入札参加資格審査申請要領（通常受付分 県内本店業者用）」により申請してください。</p>
<p>4 申請方法</p>	<p>(1) 「e古都なら」における電子申請を実施 e古都ならで「【H:県内本店コンサル（測量以外）】令和5・6年度コンサル（県内本店・測量以外）入札参加資格審査申請」を選択し、申請書（様式1-1及び様式6）を作成、電子申請を実施した上で印刷してください。なお、e古都ならでの入札参加資格審査申請方法の留意点等については、別紙「「e古都なら」による電子申請の留意点」を参照してください。</p> <p>(2) 上記（1）以外の必要書類の作成について 別紙「記入上の注意（建設コンサルタント・調査業務等（測量除く）業者（県内本店用）」を参考に、必要な様式を作成してください。</p> <p>(3) 添付書類について 別紙「建設コンサルタント・調査業務等（測量を除く）入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（県内本店）」を参照のうえ、添付書類を準備してください。</p> <p>(4) 提出書類を郵送 上記（1）～（3）で作成、準備した書類を全て印刷の上郵送してください。</p> <p>ア 提出に当たっての留意点 (ア) 提出部数 1部 ※「受付控え」が必要な場合は、次のものを併せて提出してください。 ・「受付控え」の返信用封筒（長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの） ・様式1-1の写し (イ) 提出書類は、日本工業規格A4版としてください。 (ウ) 別紙「建設コンサルタント・調査業務等（測量を除く）入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（県内本店）」の1から順にクリップ又はひもで綴じてください。ステープル（ホチキス）留めやファイル綴じはしないでください。</p> <p>イ 送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁 建設業・契約管理課 公共工事契約管理係 ※封筒に 「入札参加資格審査申請（県内コンサル等（区分H）」 と朱書きしてください。</p> <p>エ 提出期限 <u>令和5年1月31日（火）（必着）</u></p>

<p>5 その他</p>	<p>(1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。</p> <p>(2) e 古都ならでの書類の作成及び申請に当たっては、申請画面上の注意書きをよくお読み下さい。</p> <p>(3) 奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。</p> <p>(4) 当申請の流れ、必要な添付書類については、別紙「記入上の注意（建設コンサルタント・調査業務等（測量除く）業者（県内本店用）」をよくお読み下さい。</p> <p>(5) 様式1-1の記載内容に変更が生じた場合、速やかに変更届を提出してください。</p> <p>(6) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。</p> <p>(7) 申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。</p> <p>(8) <u>技術者経歴書（様式4）と測量等実績調書（様式5）は、希望業種区分ごとに作成し、希望する業種（建築設計）又は業務内容コード（その他）に対応する技術者及び実績が1人又は1つ以上存在することが一目で分かるよう、業種名や業務内容コードを余白に記載してください。</u></p>
--------------	---

記入上の注意 (建設コンサルタント・調査業務等(測量除く)業者(県内本店用))

1 共通事項

(1) 次の書類については、e 古都ならにおいて作成、申請し、印刷の上で添付書類とともに提出してください。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式1-1)

イ 建設コンサルタント等に係る直前1年の事業収入(様式6)

(2) e 古都なら以外で作成する書類(様式1-2、様式2~5)については、奈良県建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ <https://www.pref.nara.jp/56289.htm>

2 競争入札参加資格審査申請書(様式1-1)

e 古都ならで作成、申請、印刷してください。

3 競争入札参加資格審査申請書(様式1-2)

(1) 測量等実績高について記入してください。

(2) 測量等実績高①~③については次のとおり記入してください。

・消費税等を含まない額(千円未満は四捨五入)を記入

(3) 直前2営業年度の間に、創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、直前2年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合

	C	B	A	
	12か月	12か月	9か月	
決算日	決算日	決算日	変更後の決算日	申請日

①及び②の欄にA~Cの金額を記載する。

直前2年の営業年度の合計月数……(A+B=21か月)

不足月数……24-21=3か月

計算式 (A+B+(C×3/12))/2=直前2年間の年間平均実績高…③の欄に記入

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

計算式 各事業年度の実績高の合計額×1/2=直前2年間の年間平均実績高…③の欄に記入

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併等した場合

→移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限る。)も実績高に含める。

4 社会保険等適用除外誓約書(様式2) <該当者のみ>

内容を確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、社会保険適用除外の理由を記入して提出してください(押印省略可)。

5 営業所一覧表(様式3)、技術者経歴書(様式4)、測量等実績調書(様式5)

現況報告書を提出する業種(建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント)については、作成不要です。

記載方法については、様式下部の記載要領に従ってください。

技術者経歴書(様式4)と測量等実績調書(様式5)は希望業種区分ごとに作成してください。

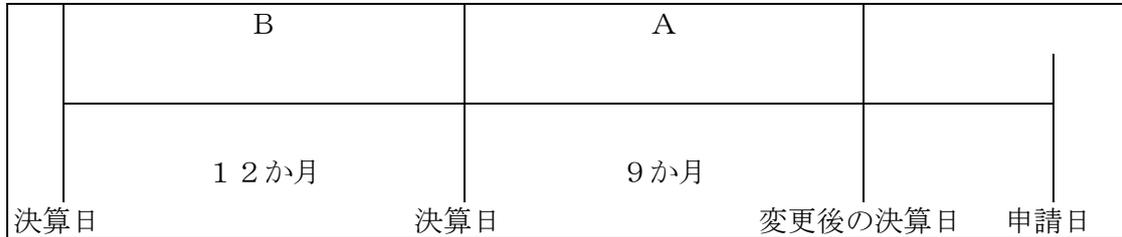
なお、同内容が確認できるもの(国の様式等)がある場合、本様式によらず既存のもの等

を使用することが可能です。

6 建設コンサルタント等にかかる直前1年の事業収入額（様式6）

- (1) e 古都ならで作成、申請、印刷してください。
 (2) 直前1年の間に、創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、直前1年間に含まれる各営業年度の月数の合計が12か月に満たない場合



直前1年の営業年度の月数…… (A = 9か月)

不足月数…… 12 - 9 = 3か月

計算式 (A + (B × 3 / 12)) = 直前1年の事業収入額

(例2) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併等した場合

→ 移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限る。）も実績高に含める。

	提出書類	建設コンサル タント業者	地質調査 業者	補償コンサル タント業者	建築設計 業者	その他業者
1	競争入札参加資格審査申請書(様式1-1) ・「e古都なら」から出力 ・「受付控え」が必要な場合は2部提出し、返信用封筒(長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの)を提出	○	○	○	○	○
2	登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し(有効期間内のもの) その他業者は、計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定業務を登録する場合のみ必要。 *現況報告書で最新の登録年月日が確認できない場合のみ、登録証明書等の写しを提出してください	- *	- *	- *	○	△
3	競争入札参加資格審査申請書測量等実績高(様式1-2)	○	○	○	○	○
4	所得税、法人税又は消費税の確定申告書(写し)(売上総額が確認できるもの) ・上記3(様式1-2)中の「②直前1年度分決算」欄記載の決算にかかる所得税、法人税又は消費税の確定申告書様式(添付書類は不要)の写し(決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要) ・確定申告書様式記載の収入金額(所得税)、所得金額(法人税)又は課税標準額(消費税)が様式1-2の「②直前1年度分決算」の合計額欄記載の金額を下回る場合は確定申告書に添付された損益計算書等合計額欄記載の金額の根拠となる書類を併せて提出してください。	-	-	-	○	○
5	雇用保険の加入が確認できる書類の写し 健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し ・保険料の領収証等 ・健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要。 ・提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング(黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする)等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ・法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、下記6を提出してください。	△	△	△	△	△
6	社会保険等適用除外誓約書(様式2) ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出してください。	△	△	△	△	△
7	県税に滞納がない証明書(未納がない証明書でも可) ・写し可。発行後3か月以内のもの。	○	○	○	○	○
8	消費税及び地方消費税に未納がない証明書 ・国税通則法施行規則別紙様式第9号書式その3(その3の2、その3の3も可) ・写し可。発行後3か月以内のもの。 ・免税業者も要提出 ※新型コロナウイルス感染症による所得減少に伴う猶予申請を行ったことで、未納がない証明書が発行されない場合は、「納税証明書(その1 納税額等証明用)」を提出してください。 ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う猶予であることが記載されていない場合、記載された未納額が猶予された額よりも大きい場合、猶予期限を過ぎている場合等は、競争入札参加資格を得ることができません。	○	○	○	○	○
9	営業所一覧表(様式3)※同内容が確認できるもの(国の様式等)があればそちらを使用してください。様式は問いません。	-	-	-	○	○
10	技術者経歴書(様式4)※希望業種ごとに作成※同内容が確認できるもの(国の様式等)があればそちらを使用してください。様式は問いません。	-	-	-	○	○
11	測量等実績調書(様式5)※同内容が確認できるもの(国の様式等)があればそちらを使用してください。様式は問いません。	-	-	-	○	○
12	建設コンサルタント等にかかる直前1年の事業収入額(様式6) ・「e古都なら」から出力	○	○	○	○	○
13	現況報告書の写し ・直近1年分(決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要)) ・国交省受付済みのもの。消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理がわかる部分も提出してください。	○	○	○	-	-
14	委任状 ・入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 ・委任者、受任者とも押印省略可 ※様式は任意ですが、 行政書士の登録番号(行政書士証票の番号) を記載してください。 ※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 (参考)行政書士法(昭和26年法律第4号) 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。	△	△	△	△	△
15	【建築設計業者のみ提出】・奈良県建築設計業務調書(様式1)・資格別当技術者名簿(様式2) 様式は、奈良県県有施設営繕課ホームページからダウンロードしてください。 (www.pref.nara.jp/16698.htm)	-	-	-	○	-

※ ○は提出必須。 △は該当する場合のみ。ただし、5と6はどちらか一方は必ず提出が必要。
 ※ 1から順にクリップ又はひもで綴じてください。ステープル(ホチキス)留め、ファイル綴じはしないでください。
 ※ 用紙のサイズは日本工業規格A4判とします。(A4より小さいものはA4サイズの用紙に貼付してください。)
 ※ 上記以外にも、必要に応じて追加で資料を求め場合があります。

「e 古都なら」による電子申請の留意点

奈良県建設工事等競争入札参加資格申請のうち、一部の区分についてはe 古都ならによる電子申請により申請していただきます。詳細は以下を御確認ください。

申請に必要な様式については、奈良県建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ <https://www.pref.nara.jp/56289.htm>

1 電子申請対象の区分について

e 古都ならにおける、申請区分は以下のとおりです。

(1) 電子申請又は郵送申請（どちらかを選択）

- ・【C:県内本店工事（格付け無）】令和5年度工事（県内本店・格付け無）入札参加資格審査申請
- ・【D:県内本店工事（除草）】令和5年度土木施設除草業務入札参加資格審査申請

(2) 電子申請のみ（添付書類についてはPDFの書類をe 古都ならで提出。添付不可の場合は添付書類のみ郵送が可能）

- ・【E:県内営業所工事】令和5年度工事（県内営業所）入札参加資格審査申請
- ・【F:県外本店工事】令和5・6年度工事（県外本店）入札参加資格審査申請

(3) 電子申請後に申請書類を印刷。全ての書類を持参いただき対面により受付（対面は要予約）

- ・【G:県内本店コンサル（測量含）】令和5・6年度コンサル（県内本店・測量含）入札参加資格審査申請

(4) 電子申請後に申請書類を印刷。全ての書類を郵送により提出

- ・【H:県内本店コンサル（測量以外）】令和5・6年度コンサル（県内本店・測量以外）入札参加資格審査申請
- ・【I:県内営業所・県外本店コンサル】令和5・6年度コンサル（県内営業所・県外本店）入札参加資格審査申請

2 各区分の申請ウェブページへのアクセスについて

- (1) 建設業・契約管理課上のウェブページ（申請要領掲載ページ）に、各区分の電子申請ページへのリンクを掲載していますので、当該リンクからアクセスしてください。
- (2) 表示された画面において、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

手続き申込

利用者ログイン

手続き名

【E:県内営業所工事】令和5年度工事（県内営業所）入札参加資格審査申請

受付時期

2022年10月1日9時00分～2023年1月31日17時15分

↓クリック

[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#) >

※利用者登録がある方は、お持ちの利用者ID及びパスワードを利用していただいても構いません。

※新たに利用者登録をして申請することも可能ですが、e 古都ならに一定期間（365日）ログインがない場合、登録情報は全て削除されますのでご注意ください。

- (3) 表示された画面の説明や利用規約を確認し、同意の上画面下部の「同意する」をクリックしてください。
- (4) 表示された画面の記載事項を確認し、連絡先メールアドレスを入力の上、画面下部の「完了する」をクリックしてください。
- (5) 上記（6）で入力したアドレス宛てに、申請ウェブページのURLが記載されたメールが届きます。当該URLをクリックし、申請手続きを進めてください。
- (6) 申請後、申し込みが完了した旨のメールが届きます。同メール内に「整理番号」「パスワード」が記載されていますが、これらは入力内容の修正や申請の取り下げを行う際に使用します。メールを保存、以下に書き控えるなど、遺失しないようご注意ください。

整理番号：

パスワード：

※修正、申請の取り下げに必要

3 入力内容の修正や申請の取り下げを行う場合

e 古都なら上で入力内容の修正や申請の取り下げを行うことができます。

修正や取り下げを行う場合は、申請内容に齟齬が出ることを防ぐために県での手続きを一時中断しますので、必ず事前に建設業・契約管理課公共工事契約管理係まで連絡してください。

また、競争入札参加資格申請が受理されると、修正や申請の取り下げを行うことはできませんので、申請受理後の修正や取り下げの必要がある場合は必要があれば建設業・契約管理課公共工事契約管理係まで連絡してください。

- (1) e 古都ならウェブサイトアクセスし、「申込内容照会」をクリックしてください。



- (2) 申込照会のウェブページが表示されますので、「整理番号」「パスワード」入力欄に、申し込みが完了した旨のメールに記載されていた「整理番号」「パスワード」を入力し、「照会する」をクリックしてください。

- (3) 申請内容が掲載されたウェブページが表示されますので、ページ下部の「修正する」「取り下げる」をクリックしてください。

ア 修正を実施した場合、変更確認画面では変更箇所は青色で表示されます。

イ 取り下げを行う場合、取り下げ事由を入力する欄が表示されますが、入力不要（空欄可）です。一度取り下げを行うと、申請内容は確認できますが、申請を復活させることはできませんのでご注意ください。

4 その他

- (1) 提出期限は、対面、郵送、電子申請、いずれの場合でも**令和5年1月31日（火）**です。特に、電子申請は**令和5年1月31日（火）17時15分**までに作業を完了させてください。

また、締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに作業を完了させてください。

- (2) 競争入札参加資格申請が受理されると、受理通知メールが送信されます。なお、受理に当たり、申請内容を職権により訂正している場合がありますので、必ず「e 古都なら」から内容を確認してください。

- (3) 従来、「競争入札参加資格審査申請書(様式1)」に建設業・契約管理課の受付印を押印することにより「受付控え」としてきましたが、「e 古都なら」で入札参加資格申請を行っても、「受付控え」は発行されません(受理メールは送信されます)。

従来の建設業・契約管理課の受付印を押印した「受付控え」が必要な場合は、別途、切手を貼付した返信用封筒(長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの)をお送りください。

5 連絡先

建設業・契約管理課 公共工事契約管理係 0742-27-7425

令和5・6年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「e古都なら」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種コード	業種	業務内容コード	業務内容	略内容	
01	建設コンサルタント	00			
01	建設コンサルタント	01	河川、砂防及び海岸・海洋	河川	
		02	港湾及び空港	港湾	
		03	電力土木	電力	
		04	道路	道路	
		05	鉄道	鉄道	
		06	上水道及び工業用水道	上水	
		07	下水道	下水	
		08	農業土木	農土	
		09	森林土木	森土	
		10	造園	造園	
		11	都市計画及び地方計画	都計	
		12	地質	地質	
		13	土質及び基礎	土質	
		14	鋼構造及びコンクリート	鋼構	
		15	トンネル	トンネル	
		16	施工計画、施工設備及び積算	施工	
		17	機械	機械	
		18	建設環境	環境	
		19	水産土木	水産	
		20	電気電子	電気	
		21	廃棄物	廃棄	
02	測量	00			
02	測量	01	一般測量	一般測量	
		02	航空測量	航空測量	
03	建築設計	00			
04	地質調査	00			
05	補償コンサルタント	00			
05	補償コンサルタント	01	土地調査	土地調査	
		02	土地評価	土地評価	
		03	物件	物件	
		04	機械工作物	機械工作	
		05	営業補償・特殊補償	営業補償	
		06	事業損失	事業損失	
		07	補償関連	補償関連	
		08	総合補償	総合補償	
06	その他	00			
06	その他	01	CG	CGイメージパース	
				CGシミュレーション	
				CGフォトモンタージュ	
				CG完成予想図作成	
				CG看板パンフ作成	
				CG景観検討資料作成	
				GISソフト開発	
06	その他	02	情報処理	LAN整備	
				LAN設備	
				ソフト開発販売等	
				デジタル映像作成	
				ホームページ	
				構内情報通信設備	
				情報システム設計	
				情報化調査	
				地図情報システム	
				電算関係	

令和5・6年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「e古都なら」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種コード	業種	業務内容コード	業務内容	略内容
06	その他	03	建設関係ビデオ製作	建設関係ビデオ製作
06	その他	04	地形模型製作	地形模型製作
06	その他	05	防災行政無線	防災行政無線
06	その他	06	レイリー波探査検査	レイリー波探査検査
06	その他	07	開発調査	開発調査
06	その他	08	環境アセスメント	環境アセス 環境アセスメント 環境アセスメント調査 環境アセス調査
06	その他	09	環境調査	各種公害測定分析 環境計量証明 環境現況調査 環境調査 環境調査(動植物) 環境調査(環境) 環境調査・設計 環境調査・測定分析 環境調査・分析評価 気象環境調査 空気環境測定 公害調査 作業環境調査 自然環境調査 社会環境調査 陸域・水域生物調査 陸域環境調査
06	その他	10	環境整備計画	環境整備計画
06	その他	11	管内カメラ調査	管内カメラ調査
06	その他	12	空中写真撮影・調整	空中写真撮影・調整
06	その他	13	景観に関する業務	景観に関する業務
06	その他	14	計量証明	計量証明 計量証明(濃度) 計量証明・分析関係 計量証明事業
06	その他	15	建設工事費調査	建設工事費調査 建設資材価格調査 建設労働者賃金調査
06	その他	16	建造物の非破壊検査	建造物の非破壊検査
06	その他	17	建物・設備診断	建物・設備診断
06	その他	18	建物耐震・耐力度診断	建物耐震・耐力度診断
06	その他	19	交通量調査	交通量・世論一般調査 交通量調査 交通量調査・解析 道路交通量調査
06	その他	20	航空機使用事業	航空機使用事業
06	その他	21	産業調査	産業調査
06	その他	22	写真関係	写真関係
06	その他	23	社会調査	社会調査 世論調査 地域社会計画調査 地域振興関連調査研究 道路経済調査
06	その他	24	上下水道施設調査	上下水道施設調査作成

令和5・6年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「e古都なら」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種コード	業種	業務内容コード	業務内容	略内容
06	その他	25	漏水調査	上下水道漏水調査
				水道管建造物漏水調査
				漏水TV調査
				漏水調査
				漏水調査・地中探査
06	その他	26	騒音・振動測定	振動・騒音調査
				騒音・振動測定
				騒音・振動調査
				騒音・濃度測定
				騒音振動
				騒音測定
				濃度・騒音測定
06	その他	27	水質検査	水質環境調査
				水質検査
				水質他、環境調査
				水質調査・分析
06	その他	28	地下埋没探査	地下埋没探査(地下レーダー探査)
				地中レーダー探査
06	その他	29	土木構造物調査	土木構造物調査
06	その他	30	防災計画調査研究	防災計画調査研究
06	その他	32	流量調査	流量調査
06	その他	33	基本構想基本計画等	基本構想基本計画等
				地域開発計画
				地域計画策定
06	その他	34	建築設備電気衛生空調	建築設備電気衛生空調
06	その他	35	交通信号機設計	交通信号機設計
				交通信号機設計業務
				交通信号機設備設計
06	その他	36	水域関連浮施設設計	水域関連浮施設設計
06	その他	37	設備設計	機械設備設計
				設備設計
06	その他	38	造園設計	造園設計
06	その他	39	既存建物保全計画	既存建物保全計画
06	その他	40	電気・通信設備設計	通信設備設計
				電気・通信設備設計
				電気設備設計
				土木関係電気設備設計
06	その他	41	都市計画設計	都市・地域計画
				都市計画
				都市計画設計
				都市再開発コンサル
				都市計画設計
06	その他	42	廃棄物コンサルタント	廃棄物コンサルタント
06	その他	43	下水道施設維持管理	下水管渠内維持管理
				下水道施設維持管理
06	その他	44	工事監督業務	工事監督業務
06	その他	45	保全管理業務	保全管理業務
06	その他	46	登記	調査登記
				登記全般
				表示登記

令和5・6年度の業務種別

※「その他」の業種を選択する場合には、「e古都なら」に入力項目がありますので、そちらから選択してください。

業種 コード	業種	業務内容 コード	業務内容	略内容	
06	その他	47	土地家屋調査		地権調査
					土地家屋調査
					土地家屋調査士業務
					土地調査
					土地区画整理
06	その他	48	土地区画整理		土地区画整理
06	その他	49	不動産鑑定		不動産鑑定
					不動産鑑定評価業務
06	その他	50	保安林解除		保安林解除関係業務
					保安林解除申請業務
06	その他	51	物品地図印刷		
06	その他	99	その他		

【入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について】

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条に基づき提出される入札参加資格審査申請書(同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第5条に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札参加資格申請の審査事務
2. 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札参加資格業者名簿の公開
4. 奈良県個人情報保護条例第6条1項1号から7号の規定による次の利用又は提供
 - ① 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき
 - ② 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき
 - ③ 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき
 - ⑤ 当該実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき
 - ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき